天海訴訟高裁判決に関する声明

2023年3月31日 障害者自立支援法違憲訴訟団

65 歳になった障害者天海正克さんが介護保険の申請をしなかったことへの報復として障害者福祉給付を打ち切った千葉市の処分が違法だとして提訴した天海訴訟について、2023 年 3 月 24 日、東京高裁第 20 民事部(村上正敏裁判長)は、一審千葉地裁の 2021 年 5 月 18 日判決を取り消し、天海さんに対する介護給付を義務付けするとともに国家賠償法に基づき慰謝料を含む 27 万円あまりの損害賠償を千葉市に対して命じた。

障害者の尊厳を守るための闘いを続けてきた天海さん及び支援者・弁護団に敬意を 表する。

また、不当な千葉地裁判決を正し、本件処分当時の65歳問題の矛盾と不均衡を指摘し、処分は違法であると断罪した東京高裁の結論を評価したい。

敗訴した千葉市は本判決を真摯に受け止め、これ以上天海さんを苦しめる過ちを終結し、上告を断念するべきである。

しかしながら、本判決の内容を検討すると、65歳を過ぎた障害者に介護保険を申請しない選択肢はなく介護保険申請が義務であるかのごとき、保険優先原則を過度に強調するなど、論旨に受け入れ難い面も見受けられる。

この点、2018 年 12 月 13 日の浅田訴訟広島高裁岡山支部判決が、2010 年 1 月 7 日の当訴訟団と国の基本合意文書成立の経緯を積極的に正しく評価し、障害者の個別事情に応じた選択の権利を認めていることと対照的である。

当訴訟団は、障害者権利条約・骨格提言・基本合意の実現を求め、介護保険優先 原則の廃止を含め、障害者の尊厳ある社会を実現するため、今後も積極的に活動を 進めていく所存である。

以上